

1 段階 履修番号(4)例題とポイント

〈車の通行するところ・車が通行してはいけないところ〉

〈練習問題〉

- ① 一方通行の道路では、道路の中央から右の部分にはみ出して通行することができます。
(ヒント 下記1-②参照)
- ② 車は同一方向に二つの車両通行帯がある道路では、右側を速度の速い車が、左側は速度の遅い車が通行する。(ヒント 下記1-④参照)
- ③ 同一方向に三つ以上の車両通行帯があるときは、最も右側の車両通行帯は追い越しのためにあけておきます。(ヒント 下記1-⑤参照)
- ④ 路面に立入禁止の標示のあるところは、危険防止のためやむを得ないときにも入ってはならない。
(ヒント 下記2-①参照)
- ⑤ 道路に面した場所に入出入りするために歩道や路側帯を横切るときは、歩行者の通行を妨げないように徐行しなければならない。(ヒント 下記2-②参照)
- ⑥ 歩道や路側帯のない道路を通行するときは、路肩(0.5メートルの部分)にはみ出して通行してはいけない。(ヒント 下記2-③参照)

1. 車の通行するところ 教本P50~54

① 車道通行の原則と例外

〈原則〉車は車道、歩行者は歩道を通行しなければならない。

〈例外〉道路に面した場所に入出入りするため、歩道などを横切ることができます。

(ア) 軽車両(自転車)、は路側帯を通行することができる。(歩行者用路側帯を除く)

ポイント



路側帯3種類と車道外側線のちがいを理解しよう。

・ 路側帯...歩道がない道路の左側に引かれている白線

・ 車道外側線...歩道がある道路の左側に引かれている白線

※注意: 左折や駐・停車などで道路の左側に寄せるとき路側帯は入れませんが車道外側線は入れます。

② 左側通行の原則と例外

〈原則〉・車は道路の中央から左側を通行する。

・中央線のある道路では中央線から左の部分を通る。

(中央線は必ずしも道路の中央にあるとはかぎりません。P51参照)

〈例外〉

重要

①一方通行は対向車がこないで正面衝突の事故がないので右側部分にはみ出してもよい。

②狭路(狭い道)

③工事中

④6メートル未満の道路での追い越し

⑤指定(右側通行の指定道路)

②~⑤は対向車が来るので正面衝突の事故

になるので右側部分へのはみ出し方をできるだけすくなくする。

③ キープレフトの原則と例外

<原則>・車は道路の左側の左寄りを通行

<例外>・追い越し、右折のとき

④ 2つの車両通行帯のある道路

重要

・遅い 速いは関係なく左側の車両通行帯を走行(右側は追い越しのためにあけておく)

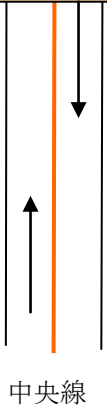
⑤ 3つ以上の車両通行帯のある道路

重要

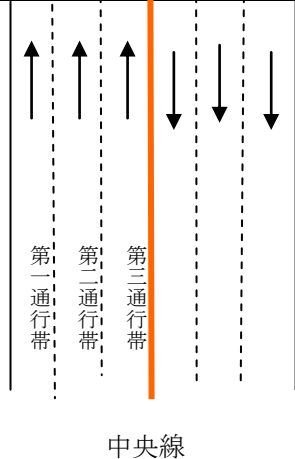
・いちばん右側の通行帯は追い越しのためにあけておく

・遅い車は左側、速度が速くなるにつれて右側の通行帯を通行する。

車両通行帯のない道路
片側1車線しかない道路



車両通行帯のある道路
片側2車線以上ある道路



「車両通行帯のない道路」「車両通行帯のある道路」意味をしっかり理解してください。
車線は、左から「第一通行帯」「第二通行帯」・・・と呼びます。



2. 車が通行してはいけないところ

教本 P55~57

① 標識・標示による通行禁止

(イ) 「安全地帯」「立入禁止部分」の標示は例外なく入ってはいけません！



たいていの決まりごとには原則と例外がありますが、「安全地帯」「立ち入り禁止部分」には例外なし！
※ 黄色の枠に要注意！！ですよ！
路上によく見られる、「停止禁止部分」や「導流帯」と間違えやすいので気をつけてください。

② 歩道や路側帯を横切るとき

重要

(ウ) 道路に面した場所に入り出すために歩道を横切るときは **歩行者がいなくても**、歩道に入る直前で **必ず一時停止** する。

③ 路肩の通行

重要

(エ) 自動車は(二輪車を除く)、**路肩(道路の端から0.5mの部分)を通行してはいけない。**
二輪車は車両重量が軽いので路肩を通行することができる。

④ 軌道敷内

<原則>・通行してはいけません。

<例外>・左折、右折、転回、横断のために横切るとき

・危険防止のため

・道幅が狭くて通行できないとき

・工事のとき

・標識で通行が認められているとき